

弁護士法人常磐法律事務所 GIVERS GAIN

2024 SPRING
issue.13



特集

弁護士会をご存じですか？

法務のミカタ

第7回事務所研究発表会

新入所員紹介

弁護士 藤原佑記



Chapter.2

建物明渡請求における正当事由（立退料）について

弁護士 渡邊 さち穂

- 「次の更新はしない」と家主から立退きの打診をされた。
 - 空室が目立ってきたので今のアパートを取り壊して建て替えるので賃借人に立ち退いてもらいたい。
- 上記のようなご相談を度々受けます。
このような立退きに係る法律相談の対応方法から、立退きを拒否した、された等既に紛糾化している場合の法的
手続、立退料の算定方法の目安、訴訟に至った場合の審理の流れ等を実際担当した事件を題材にまとめてみまし
た。時折耳にすることはあっても、算定根拠等その内容が分かりにくい立退料の理解の一助となれば幸いです。

Chapter.3

騙されても諦めない～消費者三法について～

弁護士 石川 由衣

平成12年に消費者契約法ができて以降、法律の規制をすり抜けるかのように消費者被害は多様化しています。これに対応すべく、近年、主要な法律について法改正がなされ、保護の範囲がさらに拡大しました。

もっとも、消費者保護のための法律は複数ある上に内容も分かりにくく、どのような場合にどのような手段を取りうるのかを判断することは容易ではありません。また、企業の側から見ると、個人の方相手に取引を行う場合には、消費者保護を理由にトラブルとなることのないよう、消費者保護のための規制にはどのようなものがあるのか、締結しようとしている契約（あるいは定型約款）は規制に反するものではないか、といった点に配慮する必要があります。

そこで、今回は、近年の改正も踏まえつつ、具体例を交えながら消費者保護に関する制度や規定について理解を深めました。

Chapter.4

各種保険及び公的給付と法律実務との関係

弁護士 川原 佑基

我々弁護士の取り扱う分野は、事案の解決にあたって保険や公的給付の理解が必要になる機会が非常に多いです。例えば交通事故であれば健康保険、相続であれば生命保険、労働問題であれば雇用保険等かなりの頻度で接することになります。事案によってはこれらの制度を使用することで問題が解決してしまうこともあります。

そのため、一度これらの保険、公的給付が交通事故等それぞれの分野において、どのような場面で関連し、問題解決のために役立つかといった点を整理し、解説をいたしました。

Chapter.5

知的財産法の概要

弁護士 村上 博紀

現在、当事務所では、約80社の企業と顧問契約を締結させていただいており、取り扱う企業法務の内容も多岐にわたっております。そのような中で、特許法や、著作権法といった知的財産法についても、ご相談を受ける機会が増えました。しかしながら、知的財産法として分類される法律は数が多く、その内容も専門的であることから、一般的な法律事務所では、取り扱われていないのが実情です。

そこで、今回はこのようなご相談に対しても、当事務所にて適切なご案内ができるように、知的財産法の各法律の概要について理解を深めることといたしました。

法務のミカタ

2023年4月17日に「第7回事務所研究発表会」を開催しました。



当事務所では、弁護士の知識向上と互いの得意分野の情報共有の場として、

毎年1回「事務所研究発表会」を開催しております。

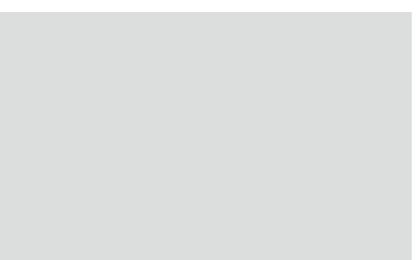
今回も各弁護士が知識と研鑽に基づきテーマを定めて発表しましたが、最新の法改正の解説あり、

弁護士が頻繁に接する制度についての横断的な解説あり、経験に基づいた実践的な講義ありと、

弁護士の知識向上・情報共有の場として非常に有益なものとなりました。

今後も事務所全体で研鑽を重ね、より質の高いリーガルサービスを提供してまいります。

お困り事がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。



Chapter.1

あなたの顧問会社は守ってる？改正個人情報保護法の基本と運用

弁護士 淺井 崇裕

個人情報保護法が令和2年、3年に大きく改正されました。それまでとは条文の位置なども大きく変わり、事業者の義務が拡大されました。個人情報保護法では、事業者が守るべきルールについて大まかに以下のように定めております。

- ①個人情報を取得・利用するとき → 個人情報を取得した場合にはその利用目的を本人に通知、又は公表
 - ②個人情報を保管するとき → 情報の漏えい等が生じないように安全に管理する
 - ③個人情報を他人に渡すとき → 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは原則として同意が必要
 - ④本人から個人情報の開示を求められたとき → 本人からの請求に応じて個人情報を開示、訂正、利用停止する
- ①については、「プライバシーポリシー」で事前に公表することができるため、皆様も企業のホームページなどでご覧になられる機会も多いと思います。個人情報保護委員会が「はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン～」という解説を公表しており、ネット上でもダウンロードが可能です。簡単なチェックリストも掲載されておりますので、自社で遵守ができているか、是非一度ご確認いただければと思います。

相続登記の義務化、登記をしないと罰則も

弁護士 西堀拓也

2024年4月1日より、相続登記が義務化されました。と言ってもイメージがわきにくいところもあるかと思いますので、不動産登記の役割から、相続登記が義務化された背景、相続登記義務化の内容について、お伝えしたいと思います。

不動産登記簿は、誰がその不動産の所有者であるかを示す公の書類です。不動産を売買した時や、贈与した時など、不動産の所有者に変更があった場合には、そのことが不動産の登記簿に反映されます。これにより、誰が不動産の所有者であるかが分かり、その不動産について取引に入ろうとする人は安心して取引に入ることができます。不動産登記簿を見れば誰が所有者であるか分かること、これが不動産登記の役割です。

ところで、売買や贈与の場合、不動産所有者と買手や譲受人が合意して、不動産の所有権を移転させます。この場合には、取引当事者が協力して、不動産登記を行うことが通常です。

他方、相続によっても不動産の所有権は移転しますが、この時の所有権移転は「勝手に」起こります。例えば、Aさんの相続人としてBCDさんという3名の相続人が存在するとします。この場合、Aさんの死亡により、「勝手に」BCDさんが所有権(正確には不動産の持分権)を取得すると考えられています。BCDさんが所有権を取得するということは、AさんからBCDさんへの所有権移転が起こっているということです。

このように、相続においては、「勝手に」所有権移転が起こるため、相続登記を行うきっかけが少ないとれます。実際、我々がご依頼をいただく相続事件でも、不動産の登記名義が祖父母や父母の名前のままとなっていた、というケースはよく見かけます。もしかしたら皆様の中にも、今住んでいるご自宅が、すでに亡くなられている祖父母あるいは父母の名義のままとなっている、という方もいらっしゃるかもしれません。

さて、今まで、これで良かったのですが、2024年4月1日より、相続登記が義務化されることとなりました。つまり、相続により所有権の移転があった時には、必ず登記をしなければならなく

なった、ということです。

相続により所有権移転があったにもかかわらず、その登記がされないまま長年経過し、さらにどんどん相続が発生していくと、不動産登記簿を見ても所有者が誰か分からないという事態が発生します(いわゆる所有者不明の不動産の問題)。不動産取引をしようとする人は、不動産登記簿を見るのですが、それを見ても誰が所有者か分からないとなると、不動産取引を阻害しますし、そもそも不動産登記簿の機能が損なわれているとも言えます。

そこで、相続による所有権移転があった場合にも登記することを義務とし、所有者不明の不動産の問題を解消していくこと、これが不動産登記の義務化の趣旨と言われています。

具体的な制度の内容としては、まず原則として、不動産の登記名義人について相続が発生した場合には、その相続人は、「相続の発生及び所有権を取得したことを知った時から3年以内」に登記をすることが義務付けられることとなりました。

この義務は、2024年4月1日以前に発生した相続についても適用されるので、改正前に発生した相続について、まだ登記が済んでいない場合には、「2024年4月1日から3年以内」に相続の登記をすることが義務付けられています。

また、遺産分割協議は長期化することが多く、3年以内に決着しないこともあります。ではこの場合、登記しなくて良いかというと、そうではありません。法定相続分に応じた相続持分の登記は可能なので、やはり登記をしなければならないことになります。ただし、この場合には、簡易な手続である「相続人申告登記」という手続を取ることも可能とされています。

これらの相続登記をやらないとどうなるかというと、罰則として10万円以下の過料が課せられる可能性があります。おそらく改正後、いつかの時点では、改正の実効性を高めるため、罰則が課せられる事例も出てくるだろうと考えられます。

この記事をお読みになって、「あれ、自分は大丈夫かな」と心配に思われましたら、お気軽にご相談いただければと思います。改正の適用を受けるかどうかという点から、もし改正の適用を受ける場合には、相続登記までの手続についてサポートさせていただきます。

--> キリトリ--

常磐法律事務所 法律相談30分無料チケット(初回のみ)

●本チケットをご利用いただく際は、以下をご記入ください。

ご利用者様のお名前

ご利用者様の電話番号

【ご利用について】

- 本チケットのご利用は一回限りとさせていただきます。
- ご利用の際は、事前にご予約をお願いいたします。
- 相談担当弁護士の指定はできません。

有効期限／2024年12月末日迄



当事務所の弁護士費用

以下はすべて
税込の
金額です。

	着手金	報酬金
交通事故 相手方に 損害賠償請求をするケース	税込30万円～	得た金額の 税込18%～ 相手方保険会社から事前に提示がある場合、事前提示額と実際の回収金額との差額の18%。ただし、弁護士費用特約がついている場合は、回収金額の18%とさせていただきます。
離婚事件 交渉、調停、訴訟による 解決を含む	税込50万円～ 解決までの金額です。 交渉から、調停、訴訟などへ発展しても 追加の費用はいただきません。	① 離婚成立の報酬 税込50万円～ + ② 離婚に伴う金額請求が 認められた場合、得た金額の 税込18%～
遺産分割事件 相続人一人あたりの金額	各自の法定相続分が 1,000万円以下の場合 税込50万円～ 各自の法定相続分が 1,000万円～5,000万円の場合 税込70万円～ 各自の法定相続分が 5,000万円～1億円の場合 税込90万円～ 各自の法定相続分が 1億円以上の場合 税込110万円～	範囲・評価に争いのない ① 遺産について 各自取得遺産価格の + 範囲・評価に争いのある ② 遺産について 各自取得遺産価格の 税込6%～ 税込18%～
その他の民事事件	税込50万円～	得られた経済的利益の 税込18%～
刑事事件 少年事件を含む	税込50万円～	刑の執行猶予または減輕 少年については保護観察の場合 税込50万円～ 略式命令、保釈決定 税込60万円～ 無罪、不起訴 税込110万円～

他の費用に関しましては、お問い合わせください。

ACCESS

新横浜店

横浜市営地下鉄、相鉄・東急新横浜線「新横浜駅」
8番出口より徒歩2分
JR「新横浜駅」北口より徒歩5分
「新横浜二丁目北側」交差点角のビル7階



新横浜店 T.045-620-3640 F.045-620-3645
〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-18-5 アイズビル7階

本厚木支店

小田急小田原線「本厚木駅」東口より徒歩1分
北口より徒歩3分
三井のリハウスのあるビルの6階



本厚木支店 T.046-204-9944 F.046-204-9949
〒243-0018 厚木市中町2-8-13 TPR厚木ビル6階

横須賀支店

京急本線「横須賀中央駅」東口より徒歩3分
左手1階にドコモショップのあるビル6階



横須賀支店 T.046-876-9160 F.046-876-9165
〒238-0007 横須賀市若松町1-21-10 横須賀イーストコート6階

キリトリ



常磐法律事務所

〈5,500円(税込相当)〉

法律相談30分無料チケット(初回のみ)

※相談担当弁護士の指定はできません。

●ご予約の際に、「ギバーズゲインの相談チケット使用」とお伝えください。

●法律相談を30分無料とさせていただくのは、本チケットをお持ちいただいた方に限ります。

有効期限／2024年12月末日迄